

令和8年3月18日

第33回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第33回総会議事録

1. 日 時 令和8年3月18日(水) 午後2時00分
2. 会 場 市民センター(市役所本庁舎西側) 303会議室
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男
19番 武田 勇夫	20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫
22番 阿部 哲也	23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光
5. 欠席の委員 なし
6. 事務局の出席者

事務局 長	阿藤 裕之		
次長兼農地係長	齋藤 良紀	主 任	小野 亜希子
		主 査	紺野 勇紀
庶務係長	丹治 薫		

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について
- 第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第4号 国税徴収法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 「農業経営基盤の強化の促進に対する計画(地域計画)」の変更に係る意見について(回答)

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第33回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。13番：菱沼 寿美恵 委員、24番：玉根 吉光 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の紺野主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時00分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時00分までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(138件)】 合計138件、令和8年3月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転13件、貸借権設定4件、使用貸借権設定2件、計19件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番(発言を求める。)
議長	柴山委員(発言を許可する。)
3番	整理番号1番について説明いたします。譲渡人は自分では耕作できない状況です。譲受人は今回の申請地が自宅からも近く、また農業用機械も有していることから区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号2番について説明いたします。譲受人と譲渡人は甥と伯父の関係にあり、申請地は以前から譲受人が借り受け耕作をしておりました。譲受人の息子が今までの仕事を退職し、農作業労働力が増加したことから自作地の拡大を行うため所有権を行うものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号3番について説明いたします。譲受人は相続により農地を取得しましたが、同一市内の離れた場所に居住しており、現在耕作を行っておりません。譲受人は以前から申請地を

借用し耕作が継続されていたことから、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号4番から5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）

7番 整理番号4番について説明いたします。

譲受人が家庭菜園用の畑を探していたところ、譲渡人から高齢のため自己所有地の全部は耕作できないため、半分を貸借するということでした。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号5番について説明いたします。譲渡人が高齢のため耕作ができない状況があり、周辺農地の借用による耕作をしていた譲受人の従業員に声をかけ、今回の申請に至りました。譲受人は以前から果樹栽培で経営規模を図っており、耕作状況も順調であることから区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 浪岡委員（発言を許可する。）

8番 整理番号6番について説明いたします。譲受人は以前より口約束にて申請地を借用しておりました。今回譲渡人から売却の申出があったものです。現状果樹の苗木、若木、成木が栽培されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号7番から8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 渡邊委員（発言を許可する。）

14番 整理番号7番について説明いたします。申請地は譲渡人の親が耕作しておりましたが、亡く

	なりました。やむを得ず、親類関係にある譲受人に所有権移転をするものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号8番について説明いたします。譲渡人が高齢となり耕作できなくなり、申請地が譲受人の自宅に隣接していることから譲受人に贈与の形で所有権移転するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号9番から13番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。なお、11番は取下げとなりました。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号9番について説明いたします。譲渡人は高齢のため耕作できなくなったため、譲受人に所有権移転するものです。譲受人も高齢ではありますが、今までの水稻栽培の実績もあり、譲受人からも「自分が頑張るしかない」との話もありました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号10番について説明いたします。申請地は譲渡人が相続し保全管理のみを行っていた農地です。譲受人所有の田に隣接しており、申請地も田に復元して耕作するものです。既に譲受人所有の田と一体化する工事を行っており、田としてはほぼ1枚になっている状態です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号12番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。既に譲受人が耕作していた農地であることから、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号13番について説明いたします。松川区域としても初めての案件でしたので、区域協議会としても時間をかけて審議を行いました。 まず、青木財産区の成り立ちですが、旧青木村の住人で管理していた山があり、旧飯野町に青木村が合併した際、旧青木村が利益を得られる仕組みとして財産区を設定し、紆余曲折を経て現在福島市長が財産区の管理者として、農林整備課で所管しているものです。今回、中山間事業で補助金が出る事業があり、申請に至ったと聞いております。現地確認したところ、田として実際に耕作可能な状態になっておりました。第6号議案、編入の関連の案件です。 区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号14番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）

議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号14番について説明いたします。譲受人は他自治体で農業を行っておりますが、譲受人から見て今回の申請地よりも遠方に親戚の農地があり、そこを問題なく耕作しております。経路上途中にある今回の申請地についても十分耕作が可能であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号15番から、5ページ20番の6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号15番について説明いたします。申請地は譲渡人が相続した農地ではありますが、譲渡人の体調が悪く、以前より譲受人に管理をしてもらっておりました。譲渡人の体調は思わしくないため、今後耕作できる見込みがないとして所有権の移転に至りました。現地確認したところ、キュウリやレタスが栽培されており、周辺への支障もないとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号16番について説明いたします。譲受人は外国籍の方ですが永住者としてキュウリ栽培を行っています。申請地は遊休化した農地でしたが復元して規模拡大を行うものです。今後雇用を増やす計画もあり、現在耕作されている農地も管理がしっかりしており、周辺農地への支障もないことから区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号17番について説明いたします。申請地は譲受人の所有地に挟まれており、譲受人が自分の農地に行くためには、申請地を通らなくてはいけない状況にあったため、利便性を考えて今回所有権移転を行うものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号18番と19番については申請地と譲受人が同一ですので一括して説明いたします。共有地の1/96の持分を贈与で移転するものです。譲渡人が2名とも高齢であることから、今回の所有権移転に至りました。贈与を受けた農地についてはかぼちゃの栽培を予定しており、周辺に支障がないとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号20番について説明いたします。申請地は長期間遊休化した農地でしたが、福島市内に職場がある申請人が農地を探しており、農業用倉庫がある申請地に行き当たったものです。議案第4号関連の案件です。申請地ではジャガイモなどの栽培を予定しているという申出でした。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から20番の19件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転1件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、計3件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号2番、整理番号1番から2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号1番について説明いたします。法人である譲受人は申請地の近くに事務所があり、露天駐車場として転用する案件です。以前は果樹が栽培されておりましたが、老木となったため既に伐採されております。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号2番について説明いたします。申請地は以前から保全管理がされた農地です。測量の結果、建物が越境していたことが判明したことから、今回の申請に至りました。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号3番について説明いたします。分家住宅の案件で、譲渡人は譲受人の祖父にあたります。周辺農地に影響もなく、使用貸借権の設定は区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番から3番の3件、原案のとおり承認と決定いたし

議長	ます。
	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号5番、整理番号1番から8ページ7番の7件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	申請地が近接しており、現況確認の状況として似通っておりますので整理番号1番から6番について一括して説明いたします。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、調査書添付の写真のとおりではありますが現地まで赴くのも困難なほど、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。
	整理番号7番について説明いたします。こちらも調査書のとおりであります、農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号8番から9番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号8番について説明いたします。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、調査書掲載の写真のとおりですが昭和40年頃から耕作放棄されているということで、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。
	整理番号9番について説明いたします。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、議案、調査書にもあるとおり傾斜地であり平成3年頃から耕作放棄となっていることからすでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番から9番の9件、

	原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の9ページをご覧ください。
	議案第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。
	区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。
	よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号1番について説明いたします。申請地は福島大学食農学類の圃場です。圃場の一部に農業用資材を収納する鋼製の物置を設置する、というものです。面積も軽微であり利用目的も十分に納得できるものですので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。
	よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号2番について説明いたします。現地確認の結果農業用倉庫であることを確認してまいりました。
	周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。
	よろしくお願いいたします。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号3番について説明いたします。先ほど触れました議案第1号、整理番号20との関連案件です。現地確認を行い、農業用倉庫であることを確認してまいりました。
	周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

2番 整理番号3番の案件ですが、農業用倉庫として建てられたとされているのは平成4年ということでした。今回農地法第3条の申請が無ければ今回の農地法施行規則第29条第1号の願いでもなかった、ということでよろしいでしょうか。

また、農業用倉庫として建てられてから年数が経過しておりますので、実際に倉庫として使用に耐えうるものなのかを確認したいと思います。

23番 今回3条申請が無ければ農業用倉庫に関する願出もなかったのはおっしゃる通りです。農業用倉庫の状態に関してのご質問ですが、現地調査の結果つくりはしっかりしており、使用に耐えうるものと判断いたしました。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 渡辺委員（発言を許可する。）

14番 知識不足で申し訳ないが、事務局に確認したいと思います。

今回の議案第4号にある、整理番号1番は基礎が無い鋼製物置、2番3番は基礎がある倉庫、という区分がなされているのかと考えております。

基礎が無い物置を農地に置く場合でも申請が必要なのかについて説明をお願いします。

次長 基礎が無い鋼製物置であっても農地上に設置する場合には当該申請が必要となります。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認め、議案第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番から3番の3件、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第5号について事務局より説明を求めます。

次長 議案書の10ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

11ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 柴山委員（発言を許可する。）

3番 整理番号1番について説明いたします。借受人は35歳と若い新規就農者です。キュウリ栽培を行い徐々に面積を拡大していく予定です。夫婦で就農するということで区域としても見守っていきたいと考えております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番から12ページ、8番の7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号2番、3番は借受人が同一人ですので一括して説明いたします。申請地は、借受人の妻が中間管理機構を通じて耕作していた農地です。今回借受人が退職し新規就農をするため再転貸による変更をおこなうものです。農地の管理をきちんと行っており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号4番について説明いたします。借受人が以前から借りていた農地を正式に中間管理機構を通じて借りる案件です。農地はきちんと管理されております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号5番について説明いたします。申請地は借受人の息子が耕作していたが、息子が果樹に専念するために、水稻に関しては借受人が契約するものです。昨年契約が切れたため、今回新規で契約するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号6番について説明いたします。借受人が一昨年から耕作しており、今回正式に契約するものです。耕作状況は問題なかったため区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号7番について説明いたします。借受人が以前から耕作しており、既に1枚の田になっています。更新案件であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号8番について説明いたします。再転貸の案件で成木のリンゴの畑です。きちんと耕作されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号8番ですが、前借りていた方から別の人へ再転貸との話だったんですが、別の方になったいきさつなどは区域で把握されていますか。
7番	以前借りていた方が亡くなり、亡くなった方の弟の妻が新規就農にて耕作するものです。以前の借受人との関係が少し複雑でしたが、今後しっかり耕作される見込みがあるとして、区域でも問題なしとして取り扱ったものです。
次長	事務局から発言いたします。農地中間管理機構の案件については農業委員会事務局で詳細を把握していない部分もあるため、はっきりとしたお答えが出来ず申し訳ありません。
	今説明があったとおり、今まで借りていた方が高齢または病気により耕作ができなくなったため、残存期間を今回の申請者が借りて耕作を行う案件として把握しております。
議長	そのような説明でよろしいでしょうか。
7番	わかりました。私たちの区域でバンクを通じて借りた方が耕作をせず、地主の方の了解を得て別の方へと変更になった案件があったので確認をしたいと考えました。

議長	只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号9番から11番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
8番	整理番号9番、10番については借受人が同一人ですので一括して説明いたします。 更新案件で、現状きれいに耕作されておりますので区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号11番について説明いたします。5年位前から口約束にて借りてブドウの栽培を行っており、今回正式に中間管理機構を通じて賃貸借の申請があったものです。実際に耕作されている状況について確認をし、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号12番から13ページ、19番の8件、詳細は「議案書」のとおりです。なお、20番については取下げとなっております。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号12番について説明いたします。基盤法からの移行で現在の耕作状況を確認し区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号13番からについて説明いたします。借受人が今回新しくなっております。以前耕作していた方が継続できなくなった、ということで以前の耕作者からの紹介で借受人が耕作を引き受けてくれた案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号14番から16番、18番、19番について説明いたします。以前から耕作していたが、今回正式に契約を行うものです。各借受人の耕作状況も確認し区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号17番について説明いたします。基盤法からの移行で現在の耕作状況を確認し区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号21番から15ページ、32番の12件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号21番から31番は借受人が同一ですので一括して説明いたします。 市外在住ですが、4町歩以上の田を経営している方です。 21番から31番の11件は少し経緯があり、当初所有者の方が高齢のため規模縮小を考え、別の方が新規就農で耕作していたのですが、前の借受人が1年ほどで耕作を断念し、さらに1年経過して今に至っている田です。当該農地をそのままにはしておけないと農業委員が今回の借受人に相談し、中間管理機構を通じて借り受けるようになったものです。 今回の申請地がかなりの面積になるため、実際に耕作が可能かどうか借受人に確認したところ、借受人の弟と一緒に耕作を行う、との話があったため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号32番について説明いたします。新規となっておりますが、基盤法からの移行案件で耕作状況を確認し区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号33番から39番の7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号39番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。 20番 齋藤 貴裕 委員 一時退席願います。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号33番について説明いたします。借受人がネギを栽培するために賃貸借権を設定する案件であり、周辺農地にも影響がないため区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号34番から38番については借受人が同一人ですので一括して説明いたします。借受人は上鳥渡にて果樹・水稻を栽培しており、適正に耕作をしております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号39番について説明いたします。もともと契約をしていたのですが、元の貸付人が亡くなったため、法定相続人である貸付人と契約をし直す案件です。借受人につきましては、水稻を適正に栽培しておりますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	1点確認ですが、33番は作目がネギ、とのことでしたが、議案には水稻との記載がありま

す。どちらが正しいでしょうか。

21番 議長 水稲が正しいです。大変失礼いたしました。
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号40番から20ページ、55番での16件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

24番 議長 議長24番（発言を求める。）
玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号44番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議事を一時休議します。
24番 玉根 吉光 委員 一時退席願います。
〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長 議長23番（発言を求める。）
佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号40番から42番については借受人が同一人ですので一括して説明いたします。
借受人は議案書に記載のとおり、県外の住所になっております。昨年の10月の総会でも3条申請があった方で、会社の役員をやられていて実家が吾妻区域にあります。実家に農業用機械もあり、1年の半分は福島市で耕作をしている状況にあります。周辺の遊休地でさつまいもや枝豆を栽培し、自分で直売所を経営して販売が順調ということでした。規模拡大の目的で今回の申請に至りました。なお、41番については再転貸となっております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
整理番号43番について説明いたします。借受人は新規就農者です。現在ナシの栽培を行っておりますが、規模拡大をしたいと考えていたところ、モモの栽培継続が困難な農家が近くにいたため、その農地を借り受けるものです。耕作状況についても確認し、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
整理番号44番から51番、そして55番について借受人が同一人ですので一括して説明いたします。この地区で牧場を営んでいる法人が牧草栽培のための農地を借り受ける案件です。46番は新規の案件となっております。現状圃場の管理も問題なく、牧草の栽培も順調に行っていることから区域協議会では問題なしと判断いたしました。
整理番号52番から54番について、借受人が同一人ですので一括して説明いたします。更新の案件であり、現況の耕作状況を確認し区域協議会では問題なしと判断いたしました。
ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、20番を除き、原案のとおり決定いたします。 20番 齋藤 貴裕 委員、24番 玉根 吉光 委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 〔入室、着席する。〕 それでは、議事を再開します。 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の21ページをご覧ください。議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。 22ページ、区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号1番について説明いたします。 先ほど説明いたしました、議案第1号整理番号13番の関連案件です。 財産区から農地を借り受けていた方は今回の申請人の前にもいたわけですが、中山間事業で補助金が出る関係があり、今回改めて農振農用地に含めて問題ないか、市長から意見を求められた案件です。財産区の管理者も市長であるため、関係が複雑ではありますが区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	23ページ、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号1番について説明いたします。相続により所有した農地で、分家住宅を建設するため農用地の除外を行う案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

	の案件は、原案のとおり決定いたします。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	質問があります。議案第1号整理番号14番の案件で譲受人は市外にも農地を持っておりま す。農家としての経験、技能は問題ないと考えますが労力面で問題ないのか確認したいと思 います。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	譲受人は息子が2人おり、親子4人で農業を営んでいるということでした。現況で労力面は 問題ないと判断いたしました。
2番	わかりました。
議長	次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書24ページ、報告第1号から37ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりま すので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。
	閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第33回総会を終了いたします。

(午後4時00分)

令和8年3月18日

これは、福島市農業委員会第33回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人13番 菱沼 寿美恵

議事録署名人24番 玉根 吉光